

## 別に定める期限について

〔当組合が別に定める期限〕

非課税上場株式等管理および非課税累積投資に関する約款第10条の2の2項に定める「当組合が別に定める期限」は次のとおりとします。

当組合が別に定める期限

その年の11月の最終営業日

以 上

2021年10月1日

紀南農業協同組合